

湖南省地域防災計画修正（案）

1 修正案の概要

現行の湖南省地域防災計画については、令和2年3月25日に書面で実施された防災会議で修正承認されました。

今回、本編においては大きな修正は無く、主に経年変化に伴う内容の追加および修正となっています。

また、参考資料編については、関係機関との新たな災害応援協定の締結による追加および経年変化に伴う修正等です。

細部については、以下の事項が主な内容となっています。

（1）本編【風水害等対策編、震災対策編、原子力災害対策編】

①経年変化に伴う内容追加および修正

（2）参考資料編

①関係機関との新たな協定締結の追加

- ・三菱自動車工業株式会社および滋賀三菱自動車販売株式会社との災害時における電動車両等の支援に関する協定
（令和2年8月25日協定締結）
- ・大塚製薬株式会社との健康増進等に関する包括連携協定
（令和2年10月7日協定締結）
- ・一般社団法人滋賀県造園協会との災害時及び広範囲にわたる家畜伝染病発生時における応急救援活動への応援に関する協定書
（令和3年2月16日協会締結）

②経年変化に伴う内容の修正等

2 修正案箇所及び内容

別紙第1「地域防災計画修正一覧表（風水害等対策編）」

別紙第2「地域防災計画修正一覧表（震災対策編）」

別紙第3「地域防災計画修正一覧表（原子力災害対策編）」

別紙第4「地域防災計画修正一覧表（参考資料）」

地域防災計画修正一覧表（風水害等対策編）

頁（項目）	内 容	理 由
P5 第 1 編第 1 章第 3 節第 2 基本目標	2 地域の防災力の向上とそれを担う人づくり 「障害者」を「障がい者」に改める。	
P6 第 4 節第 1 防災圏の設定	第 1 防災圏の基本的考え方 「阪神・淡路大震災においては、」を 「阪神・淡路大震災や東日本大震災においては、住民同 士による助け合いによって多くの命が救われており、」 に改める。	・東日本大震災を受け、地域防災力の向上を図ることを 目的とした「消防団を中核とした地域防災力の充実 強化に関する法律」（平成 25 年法律第 110 号）が施行 されており、地域防災力という観点では、当該災害も 含めて検討する必要があるため。（委員意見）
	（図）防災圏設定の考え方 「まちづくり協議会」を「地域まちづくり協議会」に改 める。	・文言の修正
P7 第 4 節第 2 防災圏とその 主な施策	第 3 次防災圏の項、主な施策中「（連絡協議会の設置）」 を削る。	・委員意見による。
P15～18 第 6 節第 2 処理すべき事 務又は業務の大綱	2 県 16「災害時におけるボランティアの受け入れ対策」を 「災害ボランティアの活動支援」に改める。	・委員意見による。
	4 消防 7「火災の鎮圧」の次に「及び鎮火」を加える。	・委員意見による。
	7 指定公共機関 「関西電力株式会社」を「関西電力送配電株式会社」に	・委員意見による。

	改める。	
	9 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者 湖南省商工会の項1「物価安定についての協力」を「災害時における物価安定についての協力」に改める。	・災害時において協力を要請するため。
P22、P23 第1編第2章第7節湖南省の災害素因	3 気象 (1) <u>過去20年間</u> の年間降水量を修正 「平成10年の2033mm」を「平成22年の1936mm」に、 「平成6年の927mm」を「平成17年の983mm」に改める。 (2) 過去20年間の年平均気温と年間降水量の表、グラフを平成13年から令和2年の期間に改める。 (3) 本市周辺2観測所（東寺、蒲生）に関する記述、表およびグラフを削る。	(1)(2) 前回の更新から5年が経過し、気候変動および社会情勢の変化により記載内容が実情にそぐわなくなっているため。 (3) 本市周辺2観測所（東寺、蒲生）と信楽観測所のデータに顕著な差異が認められないため、削るもの。
P24 第2章第7節第2社会的条件	1 人口分布 (1)人口及び世帯数、(2)年齢階級別人口、(3)高齢人口及び外国人人口に関する記述、表を修正	・前回の更新から5年が経過し、記載内容が実情にそぐわなくなっているため。
P25 第2章第7節第2社会的条件	(1)土地利用 「国道1号」を「主要地方道草津伊賀線」に、「国道1号バイパス」を「国道1号」に改める。	・路線名の変更による。
P27 第2章第7節第2社会的条件	(2)交通 ・「平成24年」を「令和元年」に、「43,845台」を「45,832台」に、「約81%」を「約84%」に、「1.83台」を「1.7台」に改める。 ・自動車保有台数の表を令和2年3月31日現在の表に改める。	・前回の更新から5年が経過し、記載内容が実情にそぐわなくなっているため。

	<ul style="list-style-type: none"> ・「平成 20～24 年度では、石部駅、甲西駅がやや減少傾向、三雲駅ははやや増加傾向で推移している。」を「平成 26～30 年度では、甲西駅がやや減少傾向、石部駅、三雲駅はほぼ横ばいで推移している。」に改める。 ・ 1 日当たりの鉄道乗客数の表に平成 30 年度の実績を記載 	
	<p>(3) 市道の状況</p> <p>「309,799m」を「325,540m」に、「(170,111m)」を「(179,605m)」に改める。</p>	
<p>P32 第 2 章第 8 節第 3 風水害の履歴</p>	<p>表 彦根測候所の積雪状況</p> <p>彦根測候所の積雪状況を直近 5 年のデータに更新</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・データの更新
<p>P38 第 2 編第 1 章第 2 節第 1 地すべり対策</p>	<p>2 現況</p> <p>「地すべり危険箇所」を「地すべり危険地区」に、「《参考資料 3-3 地すべり危険箇所一覧》」を「《参考資料 3-3 地すべり危険地区一覧》」に改める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・誤記
<p>P39 第 2 節第 3 急傾斜地の崩落対策</p>	<p>2 現況</p> <p>「94 箇所」を「44 箇所」に改める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・最新の数字に修正
<p>P46 第 4 節第 2 一般通信施設</p>	<p>第 2 一般通信施設（西日本電信電話株式会社滋賀支店）</p> <p>「孤立防止対策用衛星電話を整備して」を削る。</p> <p>4 孤立化防止対策計画</p> <p>「孤立化防止対策用衛星電話」を「災害対策用無線装置」に改める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・委員意見（孤立防止対策用衛星電話のサービス提供終了）による。

P49 第6節第1危険物施設災害予防計画	(4)化学消防資機材の整備 「化学消防ポンプ自動車」を「化学消防車」に改める。	・委員意見による。
P52～P56 第7節電力・ガス施設の整備等	「関西電力株式会社」を「関西電力送配電株式会社」に改める。	・委員意見による。
P52 第7節第1電力施設災害予防計画	(イ)変電設備 「主要機器」を「屋外機器」に改める。	・委員意見による。
	ウ 雪害対策 (ア)水力発電設備の項目を削り、(イ)から(エ)を繰り上げる。	
P53 第7節第1電力施設災害予防計画	(ア)通信連絡施設及び設備 「災害時の情報収集」の次に「、連絡」を加える。	・委員意見による。
P54 第7節第1電力施設災害予防計画	(イ)情報収集伝達体制の強化 「全号」を「前号」に改める。	・誤字
P56 第7節第1電力施設災害予防計画	(イ)PRの方法 「新聞等の報道機関」の次に「ホームページ及びSNS等」を加え、「また、必要に応じて、自治体が所管する防災無線や防災メール等を活用し地域住民へ周知する。」を削る。	・委員意見による。
P78 第15節第3県防災行政通信システム等	「なお、平成25年度～平成27年度の3ヶ年計画で、同システムの再整備が予定されている。」を削る。	・完了しているため。

P79 第 15 節第 5 非常通信体制の充実強化	表 「〈市から大津市までの通信経路〉」を「〈市から防災関係機関までの通信経路〉」に改める。	・誤記
P83 第 17 節第 2 出火防止、初期消火対策	3 防火対象物等への予防査察体制の充実強化 「事業所等不特定多数の者が利用する防火対象物」を「事業所等の防火対象物」に改める。	・委員意見による。
P90 第 19 節第 5 緊急輸送ネットワークの形成	1 第 1 次緊急輸送道路 「県道 4 号」を「主要地方道草津伊賀線」に改める。 2 第 2 次緊急輸送道路 「県道 113 号」を「一般県道石部草津線」に改める。	・委員意見による。
P92 第 20 節第 2 避難に関する計画	■関係機関 幼児施設課を追加 1 避難勧告又は指示（緊急）を行う基準及び伝達方法 「指示（緊急）」を「避難指示（緊急）」に改める。	・公立保育園、こども園の所管課であるため。 ・誤記
P93 第 20 節第 3 避難場所、避難路の配置	5 一時集合場所 「指示（緊急）」を「避難指示（緊急）」に改める。	・誤記
P95 第 20 節第 8 学校（園）における避難体制の充実	「教育委員会」の次に「および健康福祉部」を加える。	
P96 第 20 節第 8 学校（園）における避難体制の充実	2 防災体制の整備 「市教育委員会、警察署」を「市教育委員会又は健康福祉部、警察署」に改め、 「県教育委員会又は市教育委員会」の次に「(公立保育園、こども園は健康福祉部)」を加える。	・公立保育園、こども園の所管は健康福祉部であるため。
P101	■関係機関	(危機管理・防災課)

第 21 節要配慮者の安全確保及び支援体制の強化	危機管理・防災課および人権擁護課を追加	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉部局と連携する必要があるため。(人権擁護課) ・外国人など多文化共生を司る部署であるため。
P104 第 23 節第 2 計画的な普及・啓発活動の実施	エ 火災予防に関する事項 「年末火災予防運動」を「年末防火運動」に改める。 「文化財防火運動 1 月 23 日～1 月 29 日」を加える。	<ul style="list-style-type: none"> ・委員意見による。
P106、P107 第 23 節第 5 学校等における防災教育	1 学校職員及び児童・生徒に対する防災教育 「教育委員会」の次に「および健康福祉部」を加える。 (2) 防災体制 「市教育委員会、警察署」を「市教育委員会又は健康福祉部、警察署」に改め、 「県教育委員会又は市教育委員会」の次に「(公立保育園、こども園は健康福祉部)」を加える。	<ul style="list-style-type: none"> ・公立保育園、こども園の所管は健康福祉部であるため。
P116 第 3 編第 1 章第 1 節第 2 活動体制	〈応急対策活動体制の流れ〉 警戒体制、災害警戒本部体制、災害対策本部体制の設置基準を P117～P120 と整合させる。	<ul style="list-style-type: none"> ・委員意見による。
P130 第 4 節第 2 気象予警報等の種類及び基準	2 種類及び基準 (1) 大雨に関する注意報・警報 大雨注意報の土壌雨量指数を「77」に改める。	<ul style="list-style-type: none"> ・発令基準が変更されたことによる。
P132 第 4 節第 3 野洲川上流・下流・杣川洪水予報	2 洪水予報の対象区間 (2)野洲川下流 野洲川下流の区間を修正	<ul style="list-style-type: none"> ・委員意見による。
P132 第 4 節第 4 水防警報	〈水防警報を行う河川〉 野洲川本川下流の区間を修正	<ul style="list-style-type: none"> ・委員意見による。
P133 第 4 節第 5 火災気象通報	1 火災注意報 「最小湿度 40 パーセント以下で実効湿度 65 パーセン	<ul style="list-style-type: none"> ・甲賀広域行政組合火災予防規則の条文と整合をとるため。

	ト以下のとき。」を「実効湿度 65 パーセント以下で最小湿度 40 パーセント以下のとき。」に修正	
P134 第 4 節第 6 気象予警報伝達方法	別表 伝達系統図 彦根地方気象台から近畿地方整備局琵琶湖河川事務所および滋賀国道事務所への伝達系統を修正	・委員意見による。
P135 第 4 節第 6 気象予警報伝達方法	2 周知徹底 「緊急速報メール」の次に「、各種 SNS」を加え、「まちづくり協議会長」を「地域まちづくり協議会長」に改める。	・情報伝達手段の追加（LINE）および委員意見による。
	〈浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者関連施設への伝達〉 「幼稚園」を削る。	・公立の幼稚園が全て民営化されたため。 公立の保育園、こども園は避難所支援班の「児童福祉施設」で対象としている、。
P140 第 6 節第 6 防災関係団体との応援協力体制	表 生活関連施設の復旧の項中「関西電力株式会社」を「関西電力送配電株式会社」に改める。	・委員意見による。
P141 第 7 節第 1 計画の方針	「消防本部長」を「消防長」に修正	・誤記
P143 第 8 節第 2 災害派遣要請の範囲	〈災害派遣要請の範囲〉 11 の項中法令名を「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」に改める。	・法令の改正による。
P194 第 22 節第 3 避難の勧告又は指示(緊急)等の実施基準	〈洪水予報指定河川の水位観測地点における基準値〉 野洲川本川下流の区間を修正	・委員意見による。
P220～P222 第 28 節電力・ガス施設応	「関西電力株式会社」を「関西電力送配電株式会社」に修正	・委員意見による。

急対策計画		
P221 第 28 節第 1 電力施設応急 対策	イ 広報の方法 「新聞等の報道機関」の次に「、ホームページ、停電 情報アプリ、SNS 及び Lアラート」を加える。	・委員意見による。
P231 第 32 節第 2 ボランティア の種類及び対応	3 の項今後の対応の方向中「庁内」を「社会福祉センタ ー」に改める。	・災害ボランティアセンターは市の要請に基づき、社会 福祉協議会が設置するため。
P233 第 33 節第 1 計画の方針	■関係機関 避難所支援班を加える。 第 1 計画の方針 後段に「また、健康福祉部（避難所支援班（市内保育園及 びこども園）も学校の対策に準じた対応を行う。」を加え る。	・公立保育園、こども園の所管は健康福祉部であるた め。 ・本節については学校に関する記載のみとし、公立保育 園、こども園については学校に準じた対応をする旨 記載する。
P233～P235 第 33 節第 3～第 5	「児童・生徒等」を「児童・生徒」に改め、「・園」を削 る。	
P234 第 33 節第 4 避難所開設時 の対応	2 「湖南省避難所運営マニュアル」を職員に周知する。 「湖南省避難所運営マニュアル」を「湖南省避難所開 設・運営マニュアル」に改める。	・名称の修正
P255 第 4 編第 2 章第 5 節第 2 農林漁業復旧資金	「農林漁業金融公庫法」を「株式会社日本政策金融公 庫法」に改める。	・法令の改正による。

地域防災計画修正一覧表（震災対策編）

頁（項目）	内 容	理 由
P267 第1編第1章第3節第2 基本目標	2 地域の防災力の向上とそれを担う人づくり 「障害者」を「障がい者」に改める。	
P268 第4節第1防災圏の設定	第1 防災圏の基本的考え方 「阪神・淡路大震災においては、」を 「阪神・淡路大震災や東日本大震災においては、住民同 士による助け合いによって多くの命が救われており、」 に改める。	・東日本大震災を受け、地域防災力の向上を図ることを 目的とした「消防団を中核とした地域防災力の充実 強化に関する法律」（平成25年法律第110号）が施行 されており、地域防災力という観点では、当該災害も 含めて検討する必要があるため。（委員意見）
P269 第4節第2防災圏とその 主な施策	第3次防災圏の項、主な施策中「（連絡協議会の設置）」 を削る。	・委員意見による。
P272 第5節第2自助・共助・ 公助の協働による平常時 の備え	(3) 地震時のけがや人命救助に備える 「積極的に参加」を「積極的な参加」に改める。	・誤記
P273 第5節第2自助・共助・ 公助の協働による平常時 の備え	(9) 防災に関する知識を学び、身につける 「⑥学校での指導や訓練等、児童生徒」の次に「への防 災教育 など」を加える。	・誤記
P276 第6節第1実施責任	2 県 「統一的処理を必要としたり」を「統一的処理を必要 とするとき、」に改める。	・誤記

P277～P280 第6節第2処理すべき事 務又は業務の大綱	2 県 16「災害時におけるボランティアの受け入れ対策」を 「災害ボランティアの活動支援」に改める。	・委員意見による。
	4 消防 7「火災の鎮圧」の次に「及び鎮火」を加える。	・委員意見による。
	7 指定公共機関 「関西電力株式会社」を「関西電力送配電株式会社」に 改める。	・委員意見による。
	9 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者 湖南省商工会の項1「物価安定についての協力」を「災 害時における物価安定についての協力」に改める。	・災害時において協力を要請するため。
P285 第2章第7節第2社会的 条件	1 人口分布 (1)人口及び世帯数、(2)年齢階級別人口、(3)高齢人口 及び外国人人口に関する記述、表を修正	・前回の更新から5年が経過し、記載内容が実情にそ ぐわなくなっているため。
P286 第2章第7節第2社会的 条件	(1)土地利用 「国道1号」を「主要地方道草津伊賀線」に、「国道1 号バイパス」を「国道1号」に改める。	・路線名の変更による。
P288 第2章第7節第2社会的 条件	(2)交通 ・「平成24年」を「令和元年」に、「43,845台」を 「45,832台」に、「約81%」を「約84%」に、「1.83 台」を「1.7台」に改める。 ・自動車保有台数の表を令和2年3月31日現在の表に 改める。 ・「平成20～24年度では、石部駅、甲西駅がやや減少傾 向、三雲駅ははやや増加傾向で推移している。」を 「平成26～30年度では、甲西駅がやや減少傾向、石	・前回の更新から5年が経過し、記載内容が実情にそ ぐわなくなっているため。

	<p>部駅、三雲駅はほぼ横ばいで推移している。」に改める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1日当たりの鉄道乗客数の表に平成30年度の実績を記載 	
	<p>(3) 市道の状況</p> <p>「309,799m」を「325,540m」に、「(170,111m)」を「(179,605m)」に改める。</p>	
<p>P291</p> <p>第8節第1活断層の状況</p>	<p>1 滋賀県周辺の活断層分布と地震発生確率</p> <p>「2014年1月1日」を「2021年1月1日」に改める。</p> <p>表 滋賀県周辺の主要活断層と海溝で起こる地震の発生確率</p> <p>南海トラフの地震発生確率（30年以内）を「70%程度」から「70%～80%」に改める。</p> <p>算定基準日を「2014年1月1日」から「2021年1月1日」に改める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ データの更新
<p>P305</p> <p>第2編第1章第3節電力・ガス施設の整備等</p>	<p>「関西電力株式会社」を「関西電力送配電株式会社」に改める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員意見による。
<p>P307</p> <p>第3節第2電力施設の総合的な耐震性の強化</p>	<p>(イ) 情報収集伝達体制の強化</p> <p>「全号」を「前号」に改める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 誤記
	<p>オ 水防・消防に関する施設及び設備</p> <p>下記のとおり改める。</p> <p>オ 消防に関する施設及び設備</p> <p>被害の軽減を図るため、法に基づき、次の消防に関する施設及び設備の整備を図る。</p> <p>(ア) 消火栓</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員意見による。

	<p>(イ) 各種消火器具及び消火剤</p> <p>(ウ) 火災報知設備、非常通報設備等の通信施設及び設備</p>	
<p>P309</p> <p>第3節第2 電力施設の総合的な耐震性の強化</p>	<p>(イ) PRの方法</p> <p>「新聞等の報道機関」の次に「ホームページ及びSNS等」を加え、「また、必要に応じて、自治体が所管する防災無線や防災メール等を活用し県民へ周知する。」を削る。</p>	<p>・委員意見による。</p>
<p>P315</p> <p>第4節第2 一般通信施設</p>	<p>(4)災害対策用機器</p> <p>「、孤立防止衛星電話」を削る。</p>	<p>・委員意見(孤立防止対策用衛星電話のサービス提供終了)による。</p>
<p>P318</p> <p>第6節第1 危険物施設災害予防計画</p>	<p>(4)化学消防資機材の整備</p> <p>「化学消防ポンプ自動車」を「化学消防車」に改める。</p>	<p>・委員意見による。</p>
<p>P325</p> <p>第10節第2 地すべり対策の推進</p>	<p>2 危険箇所の事前把握</p> <p>「地すべり危険箇所」を「地すべり危険地区」に、「《参考資料3-3 地すべり危険箇所一覧》」を「《参考資料3-3 地すべり危険地区一覧》」に改める。</p>	<p>・誤記</p>
<p>P336</p> <p>第14節第3 県防災行政通信システム等</p>	<p>1 県防災行政通信システムの整備</p> <p>「なお、平成25年度～平成27年度の3ヶ年計画で、同システムの再整備が予定されている。」を削る。</p>	<p>・完了しているため。</p>
<p>P338</p> <p>第14節第5 非常通信体制の充実強化</p>	<p>表</p> <p>「〈市から大津市までの通信経路〉」を「〈市から防災関係機関までの通信経路〉」に改める。</p>	<p>・誤記</p>
<p>P339</p> <p>第15節第2 出火防止、初</p>	<p>1 住民への啓発等</p> <p>「消防車」を「消防車両」に改める。</p>	<p>・委員意見による。</p>

期消火対策	3 防火対象物等への予防査察体制の充実強化 「事業所等不特定多数の者が利用する防火対象物」を「事業所等の防火対象物」に改める。	
P342 第 16 節第 2 救急・救助体制の整備	1 救急・救助活動体制の確立 「救助・救急体制」を「救急・救助体制」に改める。	・記述の統一
P347 第 17 節第 5 緊急輸送ネットワークの形成	1 第 1 次緊急輸送道路 「県道 4 号」を「主要地方道草津伊賀線」に改める。 2 第 2 次緊急輸送道路 「県道 113 号」を「一般県道石部草津線」に改める。	・路線名の変更
P349 第 18 節第 2 避難に関する計画	1 避難勧告又は指示（緊急）を行う基準及び伝達方法 「指示（緊急）」を「避難指示（緊急）」に改める。	・誤記
P350 第 18 節第 3 避難場所、避難路の配置	5 一時集合場所 「指示（緊急）」を「避難指示（緊急）」に改める。	・誤記
P352 第 18 節第 8 学校（園）における避難体制の充実	「教育委員会」の次に「及び健康福祉部」を加える。	・公立保育園、こども園の所管は健康福祉部であるため。
P353 第 18 節第 8 学校（園）における避難体制の充実	2 防災体制の整備 イ 「市教育委員会」の次に「又は健康福祉部」を加える。	
	2 防災体制の整備 エ 「市教育委員会」の次に「(公立保育園、こども園は健康福祉部)」を加える。	
P355 第 19 節要配慮者の安全確保	■関係機関 人権擁護課を追加	・外国人など多文化共生を司る部署であるため。

保及び支援体制の強化		
P363 第3章第22節第2計画的な普及・啓発活動の実施	3 火災予防に関する事項 「年末火災予防運動」を「年末防火運動」に改める。 「文化財防火運動 1月23日～1月29日」を加える。	・委員意見による。
P384 第3編第3節第2地震情報の収集・伝達	3 地震等の伝達経路 彦根地方気象台から近畿地方整備局琵琶湖河川事務所および滋賀国道事務所への伝達系統を修正 「関西電力株式会社」を「関西電力送配電株式会社」に改める。	・委員意見による。
P386 第3編第3節第3被害調査の収集及び報告等	3 被害状況の報告要領 (1)被害即報 「ア」を削り、「震度4」を「震度5弱」に改める。	・委員意見による。
P387 第3節第3被害調査の収集及び報告等	【総務省消防庁への報告先】 「消防長宿直室」を「消防庁宿直室」に改める。	・誤記
	(2)被害報告 「大津市消防本部」を「大津市消防局」に改める。	
P392 第5節第6防災関係団体との応援協力体制	表 生活関連施設の復旧の項中「関西電力株式会社」を「関西電力送配電株式会社」に改める。	・委員意見による。
P393 第6節第1計画の方針	「消防本部長」を「消防長」に改める。	・誤記
P395 第7節第2災害派遣要請の範囲	〈災害派遣要請の範囲〉 11の項中法令名を「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」に改める。	・法令の改正による。
P464～P467 第25節電力、ガス施設応	「関西電力株式会社」を「関西電力送配電株式会社」に修正	・委員意見による。

急対策計画		
P465 第 28 節第 1 電力施設応急 対策	イ 広報の方法 「新聞等の報道機関」の次に「、ホームページ、停電情報アプリ、SNS 及び Lアラート」を加え、「また、必要に応じて、自治体が所管する防災無線や防災メール等を活用し県民へ周知する。」を削る。 (4)要員の確保 イ復旧要員の広域運営 「、電源開発株式会社」を削る。	・委員意見による。
P466、P467 第 28 節第 1 電力施設応急 対策	(10)災害時における応急対策工事 イ応急工事基準 (ア)発電設備を削り、(イ)から(オ)を繰り上げる。	・委員意見による。
P467 第 28 節第 1 電力施設応急 対策	3 復旧計画 (2)災害時における復旧資器材の確保 「資器材」を「資機材」に改める。	・委員意見による。
P484 第 32 節文教対策計画	■関係機関 避難所支援班を加える。 第 1 計画の方針 「、園児（以下「児童・生徒等」という。）」を削り、後段に「また、健康福祉部（避難所支援班（市内保育園及びこども園）も学校の対策に準じた対応を行う。」を加える。	・公立保育園、こども園の所管は健康福祉部であるため。 ・本節については学校に関する記載のみとし、公立保育園、こども園については学校に準じた対応をする旨記載する。
P484、485 第 32 節文教対策計画	「児童・生徒等」を「児童・生徒」に改め、「・園」を削る。	
P485 第 32 節第 4 避難所開設時 の対応	2 「湖南省避難所運営マニュアル」を職員に周知する。 「湖南省避難所開設・運営マニュアル」を「湖南省避難	・名称の変更

	所開設・運営マニュアル」に改める。	
P502 第4編第2章第5節第2 農林漁業復旧資金	「農林漁業金融公庫法」を「株式会社日本政策金融公庫法」に改める。	・法令の改正による。

地域防災計画修正一覧表（原子力災害対策編）

頁（項目）	内 容	理 由
P514 第 1 章第 5 節第 2 前提となる事態の想定等	(2)ヨウ素 「(独)」を「(国研)」に改める。	・ 2015 年に改組されているため。
P524 第 2 章第 3 節第 3 通信手段の確保	表 「本市における通信手段の現況」を 「本市における通信手段の現況」に改め、 「(ソフトバンク)」の次に「(楽天モバイル)」を加える。	・ 誤記 ・ 楽天モバイル株式会社提供の緊急速報メールが利用できるようになったため。
P529 第 7 節第 1 専門家の移送体制の整備	「放射線医学総合研究所」を「量子科学技術開発機構」に改める。	・ 平成 31 年に量子科学技術研究機構量子医学・医療部門の一部門となったため。
P530 第 8 節救急・救助、医療及び防護資機材等の整備	3 緊急被ばく医療活動体制等の整備 「緊急被ばく医療」を「原子力災害医療」に改める。	・ 委員意見による。
P531 第 9 節住民等への的確な情報伝達体制の整備	【伝達情報の項目】 「・(独)放射線医学総合研究所のサイト ・(財)原子力安全研究協会のサイト」を 「・(国研)量子科学技術開発機構のサイト ・(公財)原子力安全研究協会のサイト」に改める。	・ 放射線医学総合研究所が平成 31 年に量子科学技術研究機構量子医学・医療部門の一部門となったため。 ・ 原子力安全研究協会が 2011 年 4 月 1 日に公益財団法人に移行したため
P533 第 12 節防災業務関係者の人材育成	「緊急被ばく医療」を「原子力災害医療」に改める。	・ 委員意見による。
P534 第 13 節第訓練計画の策	(6)緊急被ばく医療訓練 「緊急被ばく医療」を「原子力災害医療」に改める。	・ 委員意見による。

定、協力		
P556 第3章第8節第2医療措置	「緊急被ばく医療」を「原子力災害医療」に改める。	・委員意見による。
P557 第9節第1住民等への情報伝達活動	5について体裁を修正	・体裁の修正
P564～P574 編末別表2	警戒事態を判断するEALを修正、加筆	・委員意見による。

地域防災計画修正一覧表（参考資料編）

※誤字や経年による軽微な修正を除く。

頁（項目）	内 容	理 由
P1 1-1 湖南省災害対策本部組織図	情報発信班 「企画調整・統計係」を「企画係、総合調整・統計係」に改める。	
P2、P3 1-2 災害警戒本部設置時の初動対応表	災害警戒本部設置時の初動対応表 情報発信班「企画調整・統計係」を「企画係、総合調整・統計係」に改める。 災害警戒本部設置時の初動対応 連絡表 情報発信班「企画調整・統計係」を「企画係、総合調整・統計係」に改める。	・組織改編による
P4 1-3 湖南省災害対策本部分掌事務	総合政策部の部地域創生推進課の項「企画調整・統計係」を「企画係、総合調整・統計係」に改める。	
P9 1-3 湖南省災害対策本部分掌事務	教育部の部教育総務課の項 「9 学校・幼稚園」を「9 学校」に改める。 教育部の部学校教育課の項 「園児、」を削る。	・公立の幼稚園は全て民営化されたため。
P11 1-4 注意体制、警戒体制における分掌事務	表題中「注意体制」を削る。 表中「注意体制」および「警戒体制」の欄を削る。	・注意体制が廃止されたため。

<p>P12</p> <p>1-4 注意体制、警戒体制における分掌事務</p>	<p>学校教育班の項班名の欄中「(教育部次長)」の次に「避難所支援班(健康福祉部次長)」を加える。</p> <p>同項課名の欄中「学校教育課」の次に「子ども政策課 幼児施設課」を加える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公立保育園、こども園の所管課を追加 						
<p>P15</p> <p>1-6 防災拠点一覧</p>	<p>下記の表を加える。</p> <p>6 水防資機材備蓄場所</p> <table border="1" data-bbox="394 517 1715 703"> <thead> <tr> <th data-bbox="394 517 456 592"></th> <th data-bbox="456 517 1715 592">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="394 592 456 651">1</td> <td data-bbox="456 592 1715 651">正福寺地先(国道1号・岩根西部ふるさと農道付近)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="394 651 456 703">2</td> <td data-bbox="456 651 1715 703">夏見地先(市道野洲川線・市道天満宮線付近)</td> </tr> </tbody> </table>		所在地	1	正福寺地先(国道1号・岩根西部ふるさと農道付近)	2	夏見地先(市道野洲川線・市道天満宮線付近)	<ul style="list-style-type: none"> ・水防資器材(土のうなど)の備蓄場所を記載する必要があるため。 (土木建設課意見)
	所在地							
1	正福寺地先(国道1号・岩根西部ふるさと農道付近)							
2	夏見地先(市道野洲川線・市道天満宮線付近)							
<p>P16</p> <p>2-1 防災関係機関及び連絡先一覧</p>	<p>7 指定公共機関</p> <p>関西電力株式会社の項を次のように改め、大阪ガス株式会社の項と入れ替える。</p> <table border="1" data-bbox="394 799 1704 943"> <tr> <td data-bbox="394 799 752 943"> 関西電力送配電(株) 滋賀支社 八日市配電営業所 </td> <td data-bbox="752 799 1301 943"> 大津市におの浜四丁目1番51号 </td> <td data-bbox="1301 799 1704 943"> 0800-777-3081 (コンタクトセンター) </td> </tr> </table>	関西電力送配電(株) 滋賀支社 八日市配電営業所	大津市におの浜四丁目1番51号	0800-777-3081 (コンタクトセンター)	<ul style="list-style-type: none"> ・委員意見による。 ・入れ替えについてはページ割の都合上 			
関西電力送配電(株) 滋賀支社 八日市配電営業所	大津市におの浜四丁目1番51号	0800-777-3081 (コンタクトセンター)						
<p>P30</p> <p>3-2 農業用ため池一覧</p>	<p>放生池の廃止</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・廃止による 						
<p>P33</p> <p>3-3 地すべり危険箇所一覧</p>	<p>表題中「危険箇所」を「危険地区」に改め、「(森林保全課)」を削る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表に定める2箇所は県において「地すべり危険地区」として指定されているため。 						